

国際線整備空輸の勤務に関する覚書

ANAウイングス株式会社（以下会社という）とANAウイングス乗員組合（以下組合という）とは、国際線整備空輸にかかわる勤務の取り扱いについて、以下の覚書を締結する。

1. 勤務の予定

「運航乗務員の勤務基準に関する確認書」の「第四章 11. 勤務の予定」及び「第五章 2. 所属基地における勤務終了後のインターバル」の各表を以下に読み替えることを認める。

第四章 勤務割

11. 勤務の予定

飛行勤務開始時刻		着陸回数 1-2 回	
22:00 ～ 04:59	乗務時間	予定	6+00
		実績	6+30
	FDP	予定	10+30
		実績	11+00

ただし、突発的な運航乗務員の病欠等、不測の事態が発生し、かつ運航乗務員の下承を得た場合に限り、乗務時間の予定制限を 7+30、実績制限を 8+00 と読み替えることができる。なお、当該事象が発生した場合は、速やかに組合に報告すること。

第五章 インターバル

2. 所属基地における勤務終了後のインターバル

乗務時間	飛行勤務時間	予定インターバル	実績インターバル
～06+30	～11+00	20 時間	20 時間
06+31～	—	24 時間	24 時間

2. その他

- 一連の連続する勤務で往路便乗・復路乗務の場合、勤務開始時刻は便乗便出発予定時刻 90 分前とする。
- 国際線整備空輸のため出先各地で運航宿泊する場合は、旅費に関する協定書に定める運航宿泊費を支給する。
- 国際線整備空輸を実施後に本邦内にて運航宿泊をする場合は、原則翌日の勤務は所属基地への移動勤務のみとする。
- 本覚書は今後の国際線に関わる勤務基準の前例にはしないこととする。
- 本覚書の運用に疑義が生じた場合は、会社・組合双方誠意をもって協議のこととする。

3. 有効期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間とする。

2025 年 3 月 31 日

ANA ウイングス株式会社
総務部長 古屋 信人

ANA ウイングス乗員組合
書記長 長 沢 圭